Stipend, Salary, and Fee. 俸給、給与、そして報酬

時代	上場企業の支払金額	業務従事者の受取金額
1893年から 1948年まで (Stipend)	〇0円 (上場企業に費用負担はなかった。)	〇所定のある一定金額(固定) 従業者1人1人が所定の公務員の給与を受け取っていた。 業務に従事する人数は企業規模に比例していた。
1948年から 1966年まで (Salary)	〇所定のある一定金額(固定) 上場企業が支払う金額は企業規模 に関わらず一定であった。	○従業者数に反比例した金額(変動) 所定のある一定金額を従業者全員で分け合っていた(パイの大きさは同じ)。 この結果、従業者の人数が多ければ多いほど 1人当たりの報酬金額は少なくなってしまっていた。
1966年から 現在まで (Fee)	○企業規模に比例した金額(変動) 企業規模が大きければ大きいほど、 上場企業の費用負担額は大きくな る。	〇従業者が同意した金額(準固定制、半従量制) 「従業者が同意した金額」の合計金額を 上場企業は公認会計士側へ支払う。 所定のある一定金額を従業者全員で分け合うわけ ではないため、 従業者の人数が多ければ多いほど1人当たりの報 酬金額が少なくなるということはない。 準固定(半従量)の部分は、公認会計士の労働法制 上の法的地位等にもよる。